

英国における法教育とリーガル・ケイパビリティ

—ケイパビリティ・アプローチとの関係から—

佐藤伸彦（立命館大学大学院先端総合学術研究科）

2000年代初頭より、英国（主として、イングランドおよびウェールズ）における法教育では Public Legal Education (PLE) という概念が導入されている。PLEは、PLEAS Task Force の2007年報告書 (PLEAS Task Force 2007) において、市民が法的な問題に対処していくために必要な知識や技能、自信を提供するものと定義され、以降「権利」として理解されているものである。また、PLEは、市民が日常生活の問題をよりよく理解し、法的な問題に直面した時に適切に対処するために、人々の‘legal capability’（リーガル・ケイパビリティ）を高めることを目的とした幅広い活動を指すために用いられている。

ここで、Dawn Watkins (2021) では、PLE でしばしば用いられる「リーガル・ケイパビリティ」と、福祉経済学者であるアマルティア・センらのケイパビリティ・アプローチとの間の密接な関係があると指摘されている。

Watkins (2021) は、リーガル・ケイパビリティとケイパビリティ・アプローチの関係について批判的に検討し、PLE で求められるリーガル・ケイパビリティをケイパビリティ・アプローチで理解することの限界などを論じている。本報告では、こうした Watkins の議論を紹介することで、日本の法教育の研究・実践で法的な「能力」や「資質」を育成することを目的とする際の「能力」や「資質」の理論的な枠組みを考える一つの方向性を提供することを目的としたい。「ケイパビリティ・アプローチ」は、国連開発研究 (UNDP) の人間開発指数に影響を与えるなど、福祉や医療分野、ジェンダーや貧困などの領域ではすでに広く展開されている考え方であるが、法教育の分野でも関連性が指摘されているのは興味深い点であると考えられる。日本の法教育でも、市民的資質 (シティズンシップ) の育成や、法的な問題に対処していくための法的な能力の育成が目的として挙げられることがあるが、ここで‘capability’が問題とされていることが注目される。

以上のように、シティズンシップ教育の先駆けである英国における法教育（ここでは、PLE）が、近年、人々の “legal capability”（リーガル・ケイパビリティ）を高めることに関心が置かれていることを念頭におき、本報告で Watkins (2021) の議論を参照することで、日本の法教育においても “legal capability” の視点に目を向けられるきっかけとなればと考える。

【参考文献】

Dawn Watkins, Reimagining the relationship between Legal Capability and the Capabilities Approach, *International Journal of Public Legal Education*, Vol.5, No.1, 4-36, 2021.

PLEAS Task Force, Developing capable citizens: the role of public legal education: The report of the PLEAS Task Force, 2007.